

公共事業事前評価調書

評価調書作成者 [漁港漁場整備課長 菰田 武志]

事業プロフィール

【 事業概要 】

ふりがな 事業名	すいさんかんきょうせいびじぎょう(けんえいぎょじょうせいび) (すいさんかんきょうせいびじぎょう) 水産環境整備事業(県営漁場整備) (水産環境整備事業)
ふりがな 地区名	くまもとありあけ 熊本有明 地区
事業箇所	荒尾市、長洲町、玉名市、熊本市、宇土市地先
事業担当課(室)	農林水産部 漁港漁場整備課 (漁場班 内線 5711)
事業期間	令和2年度 (2020年度) ~ 令和6年度 (2024年度) (5年間)
総事業費	1,640百万円 (うち県費 656百万円)
事業内容	覆砂工 : A = 77.5 ha (27箇所) 耕うん : A = 2.0 ha (2箇所) 作れい : A = 2.5 ha (5箇所)
事業目的	<p>当地区は、熊本県有明海東岸に位置し、日本最大規模の干潟や独自の生物相を有している。広大な干潟漁場では、地域の主力漁業であるアサリ採貝漁業やノリ養殖業が盛んに営まれている。</p> <p>しかし、当地区は熊本地震以降、現在も大雨による河川からの土砂流入が継続しており、干潟漁場の環境悪化や河川流心部の埋塞が生じている。これらがさらに進行することにより、アサリのへい死や養殖ノリの淡水被害等の甚大な漁業被害が発生する恐れがある。</p> <p>このため、漁場環境の悪化した干潟域において、覆砂、耕うん及び作れいによる漁場の整備を実施することで、アサリ漁場やノリ養殖漁場の環境改善を行い、当地区のアサリ漁業及びノリ養殖漁業の生産向上を図る。</p>

【 現況写真 】



写真① 土砂が堆積した干潟漁場の状況



写真② 衰弱したアサリ

(事業着手前の状況)

【写真①】

干潟漁場に土砂が堆積し、漁場環境が悪化している。

【写真②】

漁場環境の悪化により、アサリ生産量が減少している。

【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施可能
費用便益比	B/C = 1.38
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む) </div>	<p>当地区では、熊本地震以降、河川から干潟漁場への土砂流入が継続しており、干潟漁場の環境悪化によるアサリのへい死や、河川流心部の埋塞等による養殖ノリの淡水被害が危惧されている。</p> <p>このため、本事業を実施しなかった場合は、上述のような甚大な漁業被害が発生する恐れがある。また、アサリ生産量の回復や養殖ノリの安定生産に影響が出ることで、漁業者の減少が加速化し、漁場が荒廃することが予想される。</p> <p>このため、アサリ資源の回復及び養殖ノリの安定生産を図るためにも、本事業による整備が必要である。</p>
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備法：協議中 ・港湾法：事業実施時協議 ・海岸法：事業実施時協議 ・海上交通安全法：事業実施時協議 ・熊本県立自然公園条例：協議済み

【 周辺状況 】

関連事業	水産基盤整備交付金(漁港漁場整備分) 水産多面的機能発揮対策事業 有明海特産魚介類生息環境調査(熊本県沖)委託事業
市町村、地元の状況	関係市町の水産振興施策の中で本事業を実施すべきと位置づけており、地元漁協の理解を得ていることから、事業推進体制は整っている。
説明会の開催状況と関係者の意向	これまで関係市町及び地元漁協と打合せを実施し、事業計画について説明を行い、事業の理解を得ている。また、関係者からは事業の早期着手の要望があがっている。

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 【本事業は、干潟を対象に環境・生態系・機能の保全回復を目的としており、自然生態系に悪影響を与えるものではないと思慮される。】	有
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。 【本事業は、干潟を対象に環境・生態系・機能の保全回復を目的としており、自然生態系に悪影響を与えるものではないと思慮される。】	有
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 【一部が三角大矢野海辺県立自然公園(普通地域)に含まれるが、知事が定める簡易な行為として、問題ないことを自然保護課に確認済み。】	有
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 【一部が三角大矢野海辺県立自然公園(普通地域)に含まれるが、知事が定める簡易な行為として、問題ないことを自然保護課に確認済み。】	有
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 【一部が三角大矢野海辺県立自然公園(普通地域)に含まれるが、知事が定める簡易な行為として、問題ないことを自然保護課に確認済み。】	有

③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。	無
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価表

● 評点 必要性、重要性、緊急性、効率性、計画の検討度の評価

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
① 重要性	1) 事業計画の位置付け	5	a	5
	2) 事業の広域性	5	b	3
		10	計	8

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
② 必要性	3) 特定地域振興	5	b	3
	4) 水産資源の保護・回復	15	a	15
	5) 漁家経営の安定(水産物の安定供給)	10	a	10
	6) 労働環境の向上	10	b	8
		40	計	36

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
③ 緊急性	7) 他事業との調整・連携	5	a	5
	8) 水域環境の保全・創造等多面的機能の発揮に向けた配慮	10	a	10
	9) 対象とする水産生物の資源状況	15	a	15
		30	計	30

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④ 効率性	10) 費用対効果の算定	20	b	16
		20	計	16

合計	/	評点
100	/	90